

平成25年12月13日

指定管理者の指定について（練馬区立区民・産業プラザ）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立区民・産業プラザの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

一般社団法人 練馬区産業振興公社

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目15番14号 共栄ビル401

(3) 代表者

代表理事 横山 正二

3 指定の期間

平成26年4月14日から平成31年3月31日まで（約5年間）

4 選定の経過

平成25年4月18日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、団体の特定および特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
5月17日	平成25年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、団体の特定および特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）
6月28日	平成25年第二回練馬区議会定例会 （練馬区立区民・産業プラザ条例案議決）
7月26日	第2回指定管理者選定小委員会

(企画提案書作成要項の審議)

8月9日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
9月19日	企画提案書受付
10月7日	経営診断委託
10月18日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月13日	平成25年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、産業振興に係る区の方針や計画に精通し、区内の産業経済団体との協力・調整のもと、施設に求められる事業展開を効率的・効果的に実施していくことが期待できること、また、施設全体の管理・運営についてもスムーズに実施していくことが期待できること等の理由により、一般社団法人練馬区産業振興公社が練馬区立区民・産業プラザを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金、委託料の割合が低く、自主的運営能力が高い。職員一人当たりの売上高が非常に高く、借入金返済能力についても無借金経営である。経営安定性についても自己資本率が60%を超えており問題は見当たらない。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護について「個人情報の保護に関する規程」、「個人情報の保護に関する規程施行細則」が整備されているとともに、情報公開について「情報公開に関する規程」、「情報公開および個人情報保護審査会に関する規程」が整備されている。

また、情報セキュリティの整備についても、情報セキュリティ管理者の職の設置、

情報セキュリティ基準の整備、職員の情報セキュリティ教育を行う計画である。

個人情報保護、情報公開等についての意識は高く、団体運営の透明性・公正性は確保されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

労働関係諸法を踏まえた就業規程、雇用に係る各種の規程などを整備し、これに基づく運用が行われている。会計、税務、雇用の各分野については、税理士、社会保険労務士などの専門家への相談や指導を仰ぎ、適切な対応を行っている。

また、理事会の構成は適正であり、理事会は定期的開催されている。

(4) 運営実績

練馬区産業振興公社の前身法人であるねりまファミリーパックが、練馬区立勤労福祉会館を、指定管理者として運営した実績があること、また、経営支援事業について、平成25年8月に設立した、地域金融機関と地域行政による中小企業支援の連携体である「東京ビジネス応援ネット」に参画し、取組を開始していることなどから、区の求める水準を満たしている。

(5) 効率的運営・効率化への取組

指定管理者窓口と練馬区産業振興公社窓口とを統合した窓口業務の確立による業務の効率化および経費の抑制、そして、郵便払込票での施設利用料金収納によるサービス向上など具体的な提案がある。

また、ビジネスサポートセンターには、外部金融機関等の協力を得て経験のあるビジネスマネージャの採用を提案している。新規施設であるため収支を見込みにくい中で、委託や新たな提案による支出の抑制に取り組むなど、効率的運営・効率化への取組が期待できる。

(6) 受託への熱意・意欲

練馬区産業振興公社は、「区内産業の振興および地域経済の活性化への寄与」を目的とする団体であり、指定管理業務を受託し、今後、練馬区や関係団体との意思疎通を深め、練馬区にふさわしい産業振興施策に取り組んでいくとともに、本施設を区内中小企業の振興拠点にふさわしい施設としていくとの提案があった。

また、それを実現するために、経営支援事業を担うビジネスサポートセンター組織を立ち上げるなど具体的な提案があり、受託への熱意・意欲を十分有すると認められ

る。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設内の日常点検・清掃、夜間保安警備、危機管理マニュアルの整備、防火・防災・救急救命に関する有資格者の育成についての提案がある。

また、管理上の不具合等について、区への報告、連絡、協議等を適切に行うとの提案があることから、区の求める水準を満たしている。

(8) 施設管理運営体制

施設の管理運営については、区の計画を踏まえ実施し、区の各種方針・事業には、積極的な協力を行うとともに、災害時には、一時避難者や帰宅困難者の受入れ等に取り組むとしている。

また、利用者アンケートの活用、各産業経済団体を通じた各業界のニーズの把握など、利用者ニーズへの対応に努めるとともに、郵便払込票での利用料金収納サービス、ホール利用者をサポートする各種あっせんメニューの提供、公衆無線LANアクセスポイント整備など、質の高いサービスを提供するとしている。

さらに、複合機能を有する本施設の特徴を生かすために、自主事業を企画する際に、練馬区観光協会や産業経済団体との共催や共同事業化を積極的に働きかけること、本施設の目的である区内産業振興のために、ビジネスサポートセンター組織を立ち上げるなど、様々な産業振興事業を行っていくことなどの提案を評価した。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

練馬区産業振興公社にて従来から取り組んでいる「接遇5か条」による利用者対応を、引き続き職員に徹底し、苦情発生を未然に防ぐよう努めること、長年の勤労者福祉共済事業活動を通じて確立した苦情処理手順を準用するとともに、新たに「苦情処理に関する規程」を整備すること、利用者の人権を尊重するとともに、公平公正な対応を行うことなどの提案を評価した。

(10) 職員の育成

「職員の研修に関する規程」を定め、団体として積極的に職員育成に取り組むことを明確にしている。自ら主催する職員研修、他機関のセミナー等への参加のほか、「職員の自己啓発助成要項」を定めて職員の自己啓発を奨励するなど、職員の質の向上に努める姿勢があることから、区の求める水準を満たしている。

(11) 団体の理念・姿勢

練馬区産業振興公社は、「産業振興事業、勤労者福祉共済事業を通じて、中小企業の安定と発展に貢献する。」「区内産業の発展に資する事業を、柔軟性・機動性をもって効率的に行う。」「区内経済の活性化に必要なニーズに、柔軟かつ迅速に対応し、事業に反映するとともに、経費縮減とお客様の立場に立ったサービスの提供に努め、自立した経営をめざす。」ことを運営理念に掲げている。

こうした理念は、本施設の設置目的・特性に合致したものであり、その点から高く評価した。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

企画提案書、プレゼンテーション・質疑を通じて、職員の採用に当たり、できる限り区民雇用の促進することと、区内事業者を活用する提案を確認した。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者である。

6 問い合わせ先

区民生活事業本部産業経済部経済課産業施設担当係

電 話 03-5984-4754

FAX 03-5984-1902

指定管理者選定の審査結果（練馬区立区民・産業プラザ）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設の運営実績 (2) 運営実績を持つ施設での管理運営状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	3点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	6点
8 施設管理運営体制 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (4) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (5) 区民・産業プラザ内の複合機能間の連携 (6) 区内産業を振興する事業の提案	15点	12点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	3点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	5点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	15点	12点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	5点	5点
合 計	100点	79点